

令和 2 年第 4 回定例会

## 総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日 令和2年12月11日（金曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

### 3 審査案件

議案第158号 青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第162号 財産の取得について（ノートパソコンの購入）

議案第163号 財産の取得について（タブレットパソコンの購入）

議案第199号 字の名称の変更について

議員提出議案第23号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席委員

委員長	大矢保	委員	藤田誠
副委員長	山崎翔一	委員	木下靖
委員	軽米智雅子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	渋谷勲
委員	秋村光男		

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	総務部参事	三上智幸
総務部理事	吉本雅治	企画部次長	小野正貴
企画部長	織田知裕	企画部参事	石岡尊広
企画部理事	佐々木淳	税務部次長	工藤哲也
税務部長	梅田喜次	税務部参事	兼平一成
浪岡事務所副所長	三浦大延	浪岡事務所次長	小笠原聡
会計管理者	鈴木裕司	総務課長	佐藤秀彦
選挙管理委員会事務局長	山谷直大	納税支援課長	松本和久
監査委員事務局長	横内修	浪岡事務所総務課長	小倉信三
総務部次長	大久保文人	関係課長等	

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主査	岩間憲仁
議事調査課副参事	櫻田新司	議事調査課主査	小山隆

**○大矢保委員長** ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の案件に先立ち、理事者の皆様に、私から申し上げますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる3つの密を最小限とするため、次長級以下の職員の委員会室への入室については、引き続き必要最小限の人数にとどめるよう御配慮願います。

また、本日は、委員の改組後の最初の常任委員会ですので、出席している理事者に自己紹介をお願いしたいと思います。

総務部長から順にお願いいたします。

**○能代谷潤治総務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）改めまして、総務部長の能代谷潤治と申します。よろしくごお願いいたします。

**○梅田喜次税務部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）税務部長の梅田喜次と申します。よろしくごお願いいたします。

**○織田知裕企画部長** おはようございます。企画部長の織田知裕と申します。よろしくごお願いいたします。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** おはようございます。浪岡事務所副所長の三浦大延でございます。よろしくごお願いいたします。

**○吉本雅治総務部理事** おはようございます。青森地域広域事務組合消防長の吉本と申します。よろしくごお願いいたします。

**○山谷直大選挙管理委員会事務局長** おはようございます。選挙管理委員会事務局長の山谷直大です。どうぞよろしくごお願いいたします。

**○鈴木裕司会計管理者** おはようございます。会計管理者の鈴木でございます。よろしくごお願いいたします。

**○佐々木淳企画部理事** おはようございます。青森地域広域事務組合事務局長の佐々木と申します。よろしくごお願いいたします。

**○横内修監査委員事務局長** おはようございます。監査委員事務局長の横内修でございます。どうぞよろしくごお願いいたします。

**○大矢保委員長** ありがとうございます。それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において、本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

まず、議案第158号「青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 議案第158号「青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付している資料1を御覧いただきたいと思います。

初めに、1の改正内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴い、延滞金割合の特例に関する用語が改正と

なることから、その施行日となる令和3年1月1日に合わせて、関連する7つの条例について、一括して改正しようとするものです。

改正となる用語は、「特例基準割合」及び「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」であり、法律の改正に伴い、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合」を「平均貸付割合」にそれぞれ改めるものです。なお、各用語の定義につきましては、記載のとおりであります。

次に、2の施行日につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行日と同様の令和3年1月1日です。

次に、3の改正する条例につきましては、資料記載の①青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例を含む7つの条例であり、具体的な改正内容につきましては、配付している資料2の新旧対照表のとおりとなっております。なお、②青森都市計画事業石江土地区画整理事業施行規程につきましては、土地区画整理法によって条例として位置づけられているものであります。

また、今回の改正は用語の改正のみであり、延滞金の計算に用いる特例基準割合等に変更はありません。

以上、議案第158号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第158号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第162号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 議案第162号「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」について、御説明申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと思えます。

本議案は、市職員の在宅勤務を可能とする環境を整備するために、ノートパソコン200台を取得しようとするものであります。入札結果につきましては、去る10月20日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社青森電子計算センターと1975万6000円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票のほうも添付させていただいております。

このたびの契約は、予定価格が 2000 万円以上の動産の買入れでありますことから、法令に基づき、議案として提出しているものであります。

以上、議案第 162 号「財産の取得について(ノートパソコンの購入)」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** (2) 議案第 162 号のみならず、(3) 議案第 163 号に関連して、テレワークの予算が前回の議会で 8000 万円ほど通ったということは承知しておりますけれども、今般の一般質問で、テレワークのことが取り上げられ、その中でモバイルWi-Fiも話題になりました。これは恐らく 2000 万円を下回るから今回は提案されていないんだろうと思いますが、モバイルWi-Fiについては、金額と台数と今年度の予算についてお示してください。

**○大矢保委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 担当課のほうから御説明させていただきます。

**○大矢保委員長** はい、契約課長。

**○三上智幸契約課長** 契約課の三上と言います。

モバイルWi-Fiにつきましては、今年の 10 月 30 日に契約締結しております。金額につきましては 343 万 2000 円で、購入した台数につきましては 240 台となっております。

以上でございます。

**○大矢保委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** 聞くところによると、その中に回線使用料 3 か月分も含まれていると聞きました。お知らせください。

**○大矢保委員長** 答弁を求めます。総務部長。

**○能代谷潤治総務部長** 担当課のほうから答えさせます。(「それ議案に関係ないでしょう」と呼ぶ者あり)

**○大矢保委員長** これ、議案に関係ないので、私このまま聞いていいのかなとさっきから思っているんだけども(「今は議案の審査をしているだから」と呼ぶ者あり)そうです。(「はい」と呼ぶ者あり) はい、万徳委員。

**○万徳なお子委員** 審査ですから賛否をこの後表明するんですね。一応、それに関連して聞いております。よろしいでしょうか。お認めいただけるでしょうか。

**○大矢保委員長** 総務部長、分かりますか。分からなければ後で万徳委員に資料を提供してください。

**○能代谷潤治総務部長** すみません、申し訳ございません。

**○大矢保委員長** では、万徳委員は後で契約課のほうから資料をもらっていただいて。あともう 1 人手が挙がっていなかったですか。(「はい」と呼ぶ者あり) はい、木下委員。

○木下靖委員 今回の財産の取得に関して、これは予定価格はお幾らですか。

○大矢保委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 済みません、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○大矢保委員長 はい、契約課長。

○三上智幸契約課長 契約課の三上です。物品の購入におきましては、同種同様の製品を今後においても購入する可能性がありますことから、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがありますので、予定価格は事後においても非公表としております。

以上でございます。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 非公表ということなのですが、とりあえず議決に付すということで、2000万円を超えるということだけは確かなんでしょうね。この場合の2000万円というものには消費税は含まれるんですか。

○大矢保委員長 契約課長。

○三上智幸契約課長 消費税も含んでの2000万円であります。

○大矢保委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。議案第162号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大矢保委員長 起立多数であります。よって、議案第162号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第163号「財産の取得について（タブレットパソコンの購入）」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 議案第163号「財産の取得について（タブレットパソコンの購入）」について、御説明申し上げます。

資料のほうを御覧いただきたいと思います。

本議案は、市職員の在宅勤務及びウェブ会議等を可能とする環境を整備するために、タブレットパソコン260台を取得しようとするものであります。

入札結果につきましては、去る10月20日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社ビジネスサービス青森支店と1973万4000円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票を

添付しております。

本契約につきましても、先ほどのノートパソコンの購入と同様、予定価格が 2000 万円以上の動産の買入れでありますことから、法令等に基づき議案として提出しているものであります。

以上、議案第 163 号「財産の取得について(タブレットパソコンの購入)」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。議案第 163 号については、原案とおりに可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○大矢保委員長** 起立多数であります。よって、議案第 163 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 199 号「字の名称の変更について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。浪岡事務所副所長。

**○三浦大延浪岡事務所副所長** 議案第 199 号「字の名称の変更について」御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

まず、背景について御説明いたします。

令和 3 年 3 月 31 日をもちまして、浪岡地域自治区の設置期間が満了するに当たり、昨年 7 月 31 日に浪岡自治区地域協議会から意見書が提出されております。この中で、浪岡地区の現在の住所表記は、既に住民に定着し、深い愛着があるものであり、住所表記の変更手続に係る負担などを考慮すれば、自治区終了後も、現状の「青森市浪岡」の住所表記を維持してほしいという要望があったところであります。

また、平成 25 年度に市が実施いたしました浪岡地区住民アンケート調査におきましても、「浪岡」を残すという回答は過半数あったところであります。

次に、変更する理由について御説明いたします。

現在の浪岡地区の住所は、市町村の合併の特例に関する法律の住居表示に関する特例に基づき、地域自治区の名称であります「浪岡」を表記してきたところでありますが、地域自治区の設置期間満了後は、下記のとおり「浪岡」が表記されなくなるものであります。

したがいまして、引き続き「浪岡」が表記、すなわちこれまでと同じ住所表記と

するためには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定による字の名称の変更についての議案を議決し、告示することが必要となります。なお、議案につきましては、小字以下は割愛し、大字のみを列挙しております。

最後に、今後のスケジュール案についてであります。本定例会におきまして御議決いただいた際には、議会閉会后速やかに告示を行い、市ホームページや「広報あおもり」、浪岡地区における回覧板等において市民の皆様への周知を行う予定としております。なお、告示の効力は、令和 3 年 4 月 1 日から生じるものであります。

以上、議案第 199 号「字の名称の変更について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**○大矢保委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。よって、議案第 199 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議員提出議案第 23 号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

まず、本案については、配付しております発言申出書のとおり、本案の提出者である村川みどり議員から発言の申出がありました。

お諮りいたします。村川議員の発言を許可することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 御異議なしと認めます。よって、村川議員の発言を許可することに決しました。

村川議員、委員外議員席にお着きください。

〔村川みどり議員着席〕

**○大矢保委員長** 次に、本案の審査の進め方についてであります。本案の審査に当たっては、まず、提出者である村川みどり委員外議員に議案の趣旨等について説明していただき、その後、理事者側から当該議案に関する説明がある場合は、当該説明を受けた上で質疑に移りたいと思っております。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** それでは、本案に対する説明を村川委員外議員から求めます。村川委員外議員。

**○村川みどり委員外議員** それでは、提案者の私から今回の市税条例の改正について説明していきたいと思っております。

まず、新旧対照表を御覧ください。



改正後と改正前というのがあるんですけども、簡単に言うと、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで遡って保険税を減免できるというふうにするものです。

それから次に、読替え表がありますけれども、コロナで減収となった人は、この読替え後の内容で減免が適用されるということになります。

2ページを御覧ください。

読替え後の第2項の規定で、納期限（これにより難い特別の事情があると市長が認める場合には、令和3年3月31日）まで、減免の対象になるということが示されています。

それから、私が提出した4月8日付で厚生労働省が出している事務連絡というものを御覧いただきたいと思います。

Iの財政支援の対象となる保険料の取扱い、その3、「減免対象期間中に既に徴収した保険料（税）がある場合、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、遡って減免を行うことも考えられること」というふうに、国の事務連絡に書かれてあります。

それから、5月1日発出の通知、この4ページを御覧ください。

その3、保険料の減免に要する費用に対する財政支援についてです。

議場でも税務部長にお読みいただきましたけれども、国が10分の10交付対象とする予定であること。同じように、2番目も国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金によって、10分の10交付対象、援助対象とするということが明記されています。

それから、国が出したQアンドAを御覧ください。

まず、3ページ目の問2-7です。事業収入等の減収については、あくまで見込みで判断することとして差し支えないのかという問いに対し、事業収入等の減収については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、見込みで判断することとして差し支えない。このように明記しています。

それから、問2-12、財政支援の対象となる保険料（税）の減免は、亡くなった時期や収入が減少し始めた時期等にかかわらず、令和2年2月1日以降に納期限が設定されているもの全てが財政支援の対象となるのかということに対しても、その要した費用全てが財政支援の対象となるというふうに明記されています。

このように、今年の2月1日から遡って減免の対象にしてもいいよということ、それから、国が全額支援の対象としますよということ、さらには、遡って減免の対象にしてもいいということ国で規定しているということをご皆さんに理解していただきたいと思っています。

最後に、今、市内でクラスターも発生して、本町の皆さんや業者の皆さんから悲鳴が上がっている、この瞬間、少しでも市民の支援につながるなら、やはりそれを

追求する責務が市にも、そして私たち議員にもあると思っています。

この条例案は私が提案したわけですがけれども、いま一度、議員一人一人が市民の皆さんのために何ができるのかということを考えていただきたいなと思います。

コロナで深刻な影響が広がっています。そして、議場でもお知らせしたように、県内10市では、青森市以外は令和2年2月1日に遡って減免の対象にしています。全国の中核市でも青森市を含む4市以外は、全て令和2年2月1日から減免の対象にして、そして市民の暮らしと営業を守ろうというふうに頑張っています。

この条例改正はただ1つ、減免の期限前に遡って対象にするということがポイントです。ぜひ青森市でも、多くの自治体と同じように、遡って減免できるように決断を迫っていただきたい、このように思います。

以上で、私からの提案理由とさせていただきます。

**○大矢保委員長** 次に、市当局から当該議案に関する説明があれば、お願いいたします。（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）はい、税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 説明に当たりまして、資料を配付させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

**○大矢保委員長** はい、結構です。どうぞ。

〔資料配付〕

**○梅田喜次税務部長** それでは、議員提出議案第23号青森市市税条例の一部を改正する条例につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

お手元に配布の資料1を御覧ください。

議員提出議案第23号青森市市税条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例を定めるために提案されたものであります。

その内容につきましては、青森市市税条例の一部に、新型コロナウイルス感染症等に係る令和2年度分の国民健康保険税の減免の特例の1条を加えるというものでありまして、減免の対象期間は、令和2年度分並びに令和2年度に賦課される令和元年度の2月分及び3月分の保険税とされており、減免の申請期限は、特別の事情があると認める場合には、令和3年3月31日まで延長するとされております。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の方々の生活支援を行うため、青森市市税条例第182条第1項第3号の規定に基づき、青森市新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免の取扱いに関する要綱を、本年7月1日に制定し、これまで減免を実施してきたところであります。

その減免の対象期間につきましては、令和2年度分並びに令和2年度に賦課される令和元年度の2月分及び3月分の保険税としており、減免の申請期限につきましては、青森市市税条例第8条第3項を適用し、災害、その他やむを得ない理由があると認められる場合には、令和3年3月31日まで延長することといたしております。

す。

国民健康保険税の減免につきましては、令和2年11月30日現在で、合計で460件、約9200万円となっております。これは県内9市及び政令市を除く東北の県庁所在市と比較いたしますと、最大の減免額となっております。コロナ禍により収入が減少した被保険者等の方々に対しましても、最も手厚い減免措置を行っているところであります。

次に、配布資料2を御覧いただきたいと思っております。

本市で運用している、遡って保険税を減免する場合の具体的な例を用いて御説明申し上げます。

例えば、令和2年6月10日から入退院を繰り返し、同年11月20日に完治された方は、その完治から2か月以内、つまり令和3年1月19日までに、減免申請に係る届出を行っていただければ、第1期分から減免の対象になることとなります。

それ以降につきましても同様でありまして、結果といたしまして、令和2年度分につきましては、令和3年3月31日まで延長できることになり、減免については全期分が対象となり得ることとなります。

したがいまして、議員提出議案第23号によらずとも、本市において制定している要綱等により遡及適用できるものであります。

本市といたしましては、今後もこれまで同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等の方々の減収となった時期や理由など、個々の諸事情を丁寧にお聞きし、中断なく、引き続き要綱に基づいて減免を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○大矢保委員長** それでは、これより質疑に入りますが、質疑に対する答弁については、提出者である村川委員外議員にお願いしたいと思います。

なお、理事者に対しては、法令解釈等の事実確認や当該議案を執行する立場からの意見を聞くことは認められますので、申し添えておきたいと思っております。

それでは、これより質疑を行います。御質疑ありませんか。藤田委員。

**○藤田誠委員** 今、委員長から質疑については、村川委員外議員にということですが、ちょっと今の発言で税務部に確認したいことがあるんですが、よろしいでしょうか。今、説明の中で、他都市に比べて手厚い支援をしているという発言があったかと思っております。それは、特別に何か他市と違って、特別なことをしたのか——したというふうに私は捉えたんですけども、何を特別にしたのか御説明いただければありがたいです。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** ただいま申し上げましたのは、今回のコロナウイルスという、いわゆるコロナ禍を踏まえて、各市がそれぞれの条例、あるいは要綱等に基づいて行った結果、金額、減免額について本市が最もというか、大きいという意味で御説

明させていただきました。

以上でございます。

**○大矢保委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 結果、ただ支援額が多いというだけの話ですね。分かりました。

では、村川委員外議員にちょっとお伺いします。

市側とあなたのやり取りの中でちょっと違うのが、国が納期限を遡って財政支援を——これ、私も4月8日付、5月1日付、5月11日付の厚生労働省の国民健康保険課の事務連絡を見てまとめた内容の中に、村川委員外議員の一般質問のやり取りで、国が遡って100%財政支援をするという発言をしているんですが、ここがはっきり言うと、理事者がうそをついているのか、あなたがうそがついているのか——これはちょっと行き過ぎな話だけれども——そのことについて、村川委員外議員に改めてさっきの事務連絡を参照してもいいですので、このところをちょっと御説明願えればと思います。

**○大矢保委員長** 答弁を求めます。村川委員外議員。

**○村川みどり委員外議員** それについては、先ほど説明した中に書いてあるとおり、皆さんにも資料が配られている5月1日付の厚生労働省の国民健康保険課長から出ている通知の4ページ、先ほども御説明したんですけれども、保険料の減免に要する費用に対する財政支援についてということで、(1)令和元年度分の保険料であって、令和2年2月1日以後に納期限がある保険料の減免を行った場合、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。それから、令和2年度分の保険料であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合、その10分の6に相当する額を国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象にする予定であるというふうに書かれていますので、市の負担はないということになります。

**○大矢保委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** ありがとうございます。

それから、あなたがよく言っている財政支援の基準として、私も文書を見て思ったんですが、市町村が条例に基づいて行った減免措置については全て減免対象とするというふうな話をしているわけですが、それも先ほどと同じ文書の中で、間違いなく国が財政支援をするということで私も見たんですが、そういう見解でよろしいか。

**○大矢保委員長** 答弁を求めます。村川委員外議員。

**○村川みどり委員外議員** 条例に基づくか基づかないか、要綱に基づくか基づかないかにかかわらず、国として支援するというので、全国の例を見ると、条例を制定していなくても遡って令和2年2月1日から適用しているところもあるし、もちろん条例で改正してやっているところもありますし、要綱で規定しているところも

あるので、要は議場でもお伝えしたように、やむを得ない理由とするのは市町村の判断であると。市町村がやむを得ない理由だと判断すれば遡って減免の対象にできるということは、私、厚生労働省にも電話で確認してありますので、そういうことになります。

**○大矢保委員長** ほかに質疑ありますか。木下委員。

**○木下靖委員** 一般質問でのやり取りを聞いていて、私なりに理解していたのが、今回の議員提出議案と市側との違いというのは、令和2年に賦課された令和元年度分、いわゆる2月、3月分、これについても遡及できるということなんだけれども、市のほうでは、令和元年度分の2月、3月分が、市側としては、納付されたものに関しては担税力があつたということで、そこに関しては遡及しないよという立場で、そこが食い違ふのかなど取っていたんですが、その点はどうか。どちらがお答えになるのかわかりませんが、「私からでもよろしいですか」と呼ぶ者あり

**○大矢保委員長** はい、税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 先ほど、市からの見解で申し上げたとおり、その適用期間については、議員提出議案と要綱で定めた適用期間は同一のものとなっております。

以上です。ですから違いはございません。

**○大矢保委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** 村川議員もそれでいいですか。

**○大矢保委員長** 答弁を求めます。村川委員外議員。

**○村川みどり委員外議員** 青森市は、7月の第1期の納期限から減免の対象にしているというふうに、先ほど御説明があつたと思います。なので、令和2年2月1日から遡って減免の対象にはしていないというのが私の認識です。しかも、青森市のホームページにも、令和2年度分から減免の対象にしますというふうに、ホームページにも明記されているんです。なので、令和元年度分の2月分から遡って減免の対象にはしていないということになります。

**○大矢保委員長** 木下委員。

**○木下靖委員** その点について、私の理解は、納付されなかつた令和元年度分の2月、3月分に関しては、市のほうでは減免の対象にするよと。ただ、納付されてしまったものに関しては遡及しないよという理解なんですけれども、そこは違ひますか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 本会議でも私から御答弁申し上げましたように、本市で新型コロナウイルスの感染が確認されたのは4月以降で、令和元年度分に相当する8期、9期分、つまり2月、3月分なんです、それについては影響がなかつたものとみなして、その部分については対象としておりません。

しかしながら、遡って課税される場合があります。一例として申し上げますと、例えば、令和元年5月に社保を辞めて、令和2年に国保に加入する手続を取った方

がいますとします。その場合につきましては、令和元年の5月から国保に加入していることとなりますので、令和元年度分の国保税を納めていただくこととなります。しかしながら、課税されるのは、コロナの影響があった4月以降に切符が発送されるために、その時点では影響があった方となります。つまり、令和元年4月以降については、市としては影響があったとみなしたものです。（「令和2年」と呼ぶ者あり）失礼しました、令和2年4月です。

ですから、そのときに課税される方というのは、担税力といいますか、コロナ影響で減収している方もいらっしゃるでしょうし、その方について遡って課税する部分につきましては、現在影響を受けているわけですから、その部分は対象としたと。したがって、減免の対象としたということでもあります。

以上でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○大矢保委員長** はい、藤田委員。

**○藤田誠委員** 今の話は、事務連絡の中に、特異な例として挙げられた項目だと思うんですが、それに間違いはないでしょうか。

**○大矢保委員長** 間違いはないですか。税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 議員提出議案の参考資料で提出されている4月8日付の事務連絡の4ページから5ページにかけて御覧いただきたいと思います。

「減免の対象となる保険料(税)は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料(税)であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているものとする」という通知内容になっております。したがって、私が先ほど説明したのは、この期間に該当することになります。

以上でございます。

**○大矢保委員長** ほかに質疑ありますか。藤田委員。

**○藤田誠委員** 現状認識を確認したいんですが、4月に青森市で新型コロナウイルスの患者が出たと。先ほど2月、3月は何にも影響がないという認識だったんですが、私の認識だと学校は休みで2月の中旬から全国的にはやり出して、持続化給付金の申請——皆さん御存じのとおりですが、売上げが半分を切る、そこまでは行かないけれども、30%、40%売上げが落ちている事業者がいっぱいいました。当然ながらそれに伴って収入も減っている方もいたでしょう。その認識の違い、私は3月にはいろんな方から相談を受けているんですが、税務部としてはそういう認識があったのかどうか。今、影響がなかったという話ですので、その違いのところだけ御説明いただければ。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 今回、減免申請書には、令和2年1月から12月までの収入金額を記載していただいて、減免の対象となるかを判断しております。減免の申請時期というのは、7月から受け付けておりますが、それに記載されている内容を踏ま

えますと、2月、3月の収入金額等を実際を聞き取りを行っております。その結果、令和2年2月、3月の収入については聞き取り等によりまして、新型コロナウイルス感染症によって収入が減少したという方は見受けられておりません。

なお、当然職種によって季節変動で増減はあります。例えば、1月よりも2月が多い方、3月が減少している方等々あります。具体的に申しますと、給与で申し上げますと、タクシーの運転手の方とかはやはり季節的な変動があります。また、聞き取りした結果、自己都合によって退職された方という事情もあります。漁業、建設業等については、時期によって当然収入が変動となりますので、それらを踏まえて聞き取りした結果、新型コロナウイルスの影響で収入が減ったという事例は見受けられなかったところです。

以上でございます。

**○大矢保委員長** ほかに質疑ありますか。万徳委員。

**○万徳なお子委員** 今の2月、3月の話で、もう一度QアンドAに戻ると、収入が減少し始めた時期にかかわらず遡れるというふうに書いてあります。それなのに、青森市はそういう判断をしたという認識はどのようなことになるのでしょうか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 判断した理由については、先ほど御答弁申し上げたとおります。

以上です。

**○大矢保委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** つまり、国はそういうふうな時期に関係なくやっていいよって言っているんだけど、青森市としては採用しなかったということですか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 今のお話は対象期間のお話ですか。

**○大矢保委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** QアンドAの財政支援の対象は、亡くなった時期等や収入が減少し始めた時期などにかかわらずとある、この部分の認識です。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** ただいまのQアンドAに記載されているのは、いわゆる全国を対象とした内容で通知されております。したがって、その考え方、対象とするかしないかにつきましては、個々の自治体が個別に判断した上で決定すべきものと考えます。

**○大矢保委員長** 万徳委員。

**○万徳なお子委員** やむを得ない理由ということを感染者と濃厚接触者というふうに市長の答弁の中にもあったんですが、それはやはり青森市独自の判断ということなんでしょうか。（「委員長」と呼ぶ者あり）

**○大矢保委員長** はい、丸野委員。

**○丸野達夫委員** 今の万徳委員の質疑は、一般質問の延長に感じます。今は議員提出議案の審議をしているのであって、ましてや万徳委員は、提出議案の賛成者でもあります。なので、原則的には今の質疑は、私は認められないものと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○大矢保委員長** はい、藤田委員。

**○藤田誠委員** ちょっと確認したいのは、これまでこの制度をどのように周知したのかということ、私も「広報あおもり」を調べました。7月1日にいろいろ決めただけけれども、7月1日号、市民の皆さんに6月25日から27日に発送しています。それから、7月15日号、これは7月13日から15日に発送しています。それから、「広報あおもり」8月1日号、7月27日から29日に発送しています。それぞれあるわけですが、7月1日号は簡単に、それ以降は少しだけ内容を入れているということで、そのほかにどのような広報、周知方をしたのか。多くの方に利用されるような周知をしたのかお伺いします。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 前段お話のあった市ホームページ等については、御指摘のとおりです。

そのほか、市として保険税はもとより、市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料に関する相談等につきまして、青森市ホームページ及び「広報あおもり」、また「広報あおもり」臨時号で、毎月、新型コロナウイルス感染症の影響により市税等のお支払いが困難な場合には御相談いただきたい旨を継続して周知を図っているところです。

以上でございます。

**○大矢保委員長** 藤田委員。

**○藤田誠委員** 周知を図ったと。それがどれだけ行ったかは別にしましても、7月、8月にどれぐらいの方から相談があったのか。その点をお願いします。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 担当参事から答弁させます。

**○大矢保委員長** はい、税務部参事。

**○兼平一成税務部参事** 国保医療年金課の兼平です。

減免の申請件数で申しますと、7月が305件、8月が85件、合計で390件となっております。

以上でございます。

**○大矢保委員長** ほかに質疑ありませんか。軽米委員。

**○軽米智雅子委員** 税務部長のほうにちょっと確認したいんですけども、先ほど金額が他都市と比べて1番多い、9200万円の減免を実施したとありましたけれども、ほかの市と比べて減免件数とか減免金額というのは、本市と比べてどのようになっているんでしょうか。



○大矢保委員長 税務部長。

○梅田喜次税務部長 金額等については申し上げることはできませんけれども、他都市と比較しますと、青森市は弘前市の件数で1.4倍、金額で1.3倍、八戸市の件数の2.9倍、金額で2.6倍、盛岡市の件数の2.2倍、金額で2.6倍、秋田市の件数の1.9倍、金額で1.8倍、山形市の件数で1.6倍、金額で1.8倍、福島市の件数の3.4倍、金額で3.7倍というふうになっております。

○大矢保委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 それだけ本市がしっかり減免しているということだということが分かりました。

もう1点、中核市で条例の改正によって対応した数というのは分かりますか。

○大矢保委員長 税務部長。

○梅田喜次税務部長 調査の結果ですけれども、中核市60市のうち、回答をいただけなかった1市を除く59市の状況で申し上げますと、条例改正をした市は20市、比率で申し上げますと33.8%、条例を改正をしなかった市は39市、比率で申し上げますと66.2%、つまり中核市の半分以上の市が条例改正によらず、要綱等を整備し減免を行っているという状況であります。

以上でございます。

○大矢保委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 あと国のほうから通知で、条例改正をするということは指示がされているものなんですか。

○大矢保委員長 税務部長。

○梅田喜次税務部長 令和2年4月8日付の国からの通知では、保険料（税）の減免につきましては、「各保険者が条例又は規約に基づき行うものであり、本事務連絡に基づく減免について現行の条例又は規約に対応する規定がない場合は、条例又は規約を整備すること」とされておりまして、本市では、現行の青森市市税条例に基づいて要綱を制定し、実施しているところであります。

なお、具体的な事例については、担当の次長から補足で御説明させます。

○大矢保委員長 はい、税務部次長。

○工藤哲也税務部次長 税務部次長の工藤でございます。座ったままで資料を確認しながら説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○大矢保委員長 どうぞ。

○工藤哲也税務部次長 近くの例で、例えば八戸市は条例を改正して、この減免の対応をしております。八戸市というのは条例の構成が違います。

まず、八戸市国民健康保険条例というものが、青森市と同様に条例がありまして、その下に、八戸市国民健康保険税条例という特化した——うちのほうは、青森市市税条例の中に国保の条例がありますが、八戸市の場合は、保険税条例というものが、あります。その中に、減免申請、手続の遡る適用についての条項は、これまであり

ませんでした。

したがいまして、同市の第2回定例会、議案第101号でもって同条例の一部改正をする条例の制定が提出されまして、可決されたものであります。この議案の概要説明を確認いたしますと――読みます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に係る申請書の提出期限の特例を設けるためのものという説明がされております。

次に、弘前市も同様に条例改正をしております。

こちらのほうは本市と違いまして、国民健康保険料という、保険税ではなく保険料ということになっております。こちらのほうも弘前市国民健康保険条例というものを改正しております。同条例に減免等についての規定はありますが、こちらも同市の第2回定例会での議案説明を拝見しますと、当市において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免を行うに当たり、弘前市国民健康保険料の減免に関する規則に附則を追加する改正を行うこととしておりますが、国の財政支援の基準に沿った形で改正し、減免措置を講ずる予定としていることということで、ただし、市長は特に必要があると認めるときは、申請書の提出期限を別に定めることができると。こういうものが今までなかったもので、今回をきっかけに条例を改正したということでありまして。つまり、八戸市と同様に弘前市も、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、もしくは保険料の減免に係る申請書の提出期限の特例を設けるものであります。

先ほど税務部長のほうから申し上げましたとおり、本市の場合は、他の約3分の2の中核市と同様に、国民健康保険条例で別に定めることとしている青森市市税条例で、既に減免を含めた申請の遡り適用というのがされる条例になっております。それが第8条であります。

したがって、青森市の場合は、弘前市、八戸市よりもコロナの影響による減免に限らず、特別な事情で様々な申請ができなかった場合の救済措置を、既に常態的に対応できるように常備しているということでありまして、弘前市、八戸市みたいに条例で定めたものと別だということを御理解いただきたいと思います。

もう一度繰り返しになりますが、3分の2以上の中核市が条例を改正せずに要綱等で定めたというのは、我々のほうと同じように、既にあるからということでありまして。

以上でございます。

**○大矢保委員長** 軽米委員。

**○軽米智雅子委員** ありがとうございます。

本市はしっかり条例でも定めているし、コロナに関係なく、その前からきちんと減免をやっているということが分かりました。また、減免額もきちんと今まで以上に、とにかく丁寧に聞いてやってくださって今の状況になっているんだということが分かりました。ありがとうございます。

○大矢保委員長 ほかに質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 今のお話を聞いて、ちょっと整理すると、青森市の場合は、遡ることができるという規定が既にあるので、改めて今回条例改正による必要はないと。現行の市税条例で対応できていますよという、理解でよろしいですか。

○大矢保委員長 税務部長。

○梅田喜次税務部長 ただいま木下委員から御指摘いただいたとおりです。現行条例で対応できるということでもあります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 了解しました。

○大矢保委員長 ほかに質疑ありませんか。秋村委員。

○秋村光男委員 私、ちょっと耳の聞こえが悪いので確認させてもらいたいと思うんですが、先ほど税務部長のほうから、結局、村川委員外議員がおっしゃっていることと、市の現状の取組は同じことなんだよというふうな発言をされたと思うんですが、それでよろしいですかね。

○大矢保委員長 税務部長。

○梅田喜次税務部長 そのような認識で結構です。

以上でございます。

○大矢保委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 それでは村川委員外議員にお伺いします。

今の当局の認識でよろしいわけがないですよ。

○大矢保委員長 答弁を求めます。村川委員外議員。

○村川みどり委員外議員 私は、現在、実際に――国で令和2年2月まで遡ってやっていいよと、見込みでやっていいよと言っているのにやっていないこと。それから、遡って適用していると言うんですけれども、実際は遡って適用していません。11月17日、遡ってやっていますかと聞いたら、遡って減免はしていませんというふうに当局が答えました。さらに、ホームページにも納期限を迎える保険税は対象だけれども、それ以外は対象にしないというふうにも明記していますし、「広報あおもり」にも納期限を過ぎた期別の税額は減免対象から除かれるため、お早めに相談してくださいと、納期限を過ぎた場合は対象にしないと明記されています。

なので、実際はやられていないし、私のところに来た相談者も納期限が過ぎたものは対象にしませんと言われてはじかれました。やっていると言っておりますけれども、実際はやられていません。というのが私たちの認識なので、今回条例改正案を提案することになりました。

○大矢保委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今の説明を聞いて、それはどこに問題があるということなんですか。制度上の問題ですか、職員の対応ですか。（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）

○大矢保委員長 はい、税務部長。

**○梅田喜次税務部長** まず、広報等での周知についてですが、前提となるのは、あくまでもやむを得ない理由があると認められた方が遡って減免の対象となるということをご理解いただきたいと思います。その上で、この事例に該当するという方は、前に申しあげましたけれども限定的に解されます。

なお、今回のコロナウイルスにつきましては、国の趣旨等を踏まえれば、一般質問でも申しあげましたけれども、コロナ禍において外出を控えていたとか、例えば濃厚接触者で自宅待機をされていたとか、そういう様々な事情が考えられます。その場合については、ケース・バイ・ケースで対応することになりますので、7月以降、つまり、7月に来られれば全期分が減免の対象になるんですけれども、8月以降に来られた方は、原則として7月分は遡って減免することは税の原則ではできません。

しかしながら、今回のコロナの場合につきましては、最初に私が御説明したように、やむを得ない理由があると認められる場合については遡って減免することができます。ただし、これまで個々の事情を詳しくお聞きした結果、それに該当するという方は見受けられなかったもので、結果として現時点では遡って減免した事例はないということです。

以上でございます。（「はい、委員長」と呼ぶ者あり）

**○大矢保委員長** はい、村川委員外議員。

**○村川みどり委員外議員** 今のやむを得ない事情は、勝手に青森市が感染者と濃厚接触者は遡って減免しているというふうに発言されていたんですけれども、その規定はありません。そのような規定は国も示していませんし、やむを得ない事情は各市町村で判断するんだと。この濃厚接触者だとか感染者じゃなければ遡って減免できないというのは国も決めていません。収入が減少する見込みのある人は遡って減免の対象にしているよと言っているのに、青森市がそういう厳しく範囲を狭めているために減免をしていないと言っているんです。国は、収入減の見込みがあれば、令和2年2月1日に遡っていいよと。そこが1番のポイントです。

**○大矢保委員長** ほかに質疑ありませんか。丸野委員。

**○丸野達夫委員** 双方の説明でほぼ理解したんですが、唯一、ちょっと1点分らないんですが、青森市は今、要綱を制定して実施しているということなんですけれども、仮にこの議案が成立した場合の影響、要は保険者のデメリットというのはあるんですか。

**○大矢保委員長** 税務部長。

**○梅田喜次税務部長** 今回、仮に議員提出議案が可決されたとすれば、それに基づいて、その減免の基準等を定める要綱等を新たに作成しなければならない可能性があります。それにつきましては、今後といたしますか、そうなった場合につきましては、関係部局と調整を図ってまいります。

**○大矢保委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** それに、さらにこの議員提出議案は、令和3年3月31日まで延長するとなっていて、仮にコロナの影響が来年の3月31日以上になってしまった場合は、条例をその都度出していかなければないと解釈するんですけども、いかがでしょうか。

**○大矢保委員長** 答弁を求めます。税務部長。

**○梅田喜次税務部長** ただいま丸野委員がおっしゃられたとおりになると思います。

**○大矢保委員長** 丸野委員。

**○丸野達夫委員** であれば、現行法で救っていけるのであれば、私はこのままで救っていただきたいし——まあ1番、議員であれば、これは単純です。コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した、助けたい、助けられるかどうかだけです。なので、仮に、コロナウイルスじゃなくても収入が減少して苦しんでいる人を助けていくという姿勢があれば、別にこの条例はなくても——あなたたちが本当に助けてくれるのであればね——要綱でやれるというのであれば、私はそれでいいと思います。

以上です。（「はい」と呼ぶ者あり）

**○大矢保委員長** はい、渋谷委員。

**○渋谷勲委員** 先ほど来から、各委員の方々、いろんな形で答弁を求めています、税務部長、あなたそう分かっているのであれば、何で事前に我々に、他都市の例一つにしてもそうでしょう。あなた方の今日の答弁というのは、ただこの状態でいいような答弁しかしていないでしょう。

例えば、弘前市の例、あるいは八戸市の例、あと中核市の例、我々はそれを望んでいるんじゃないんですよ。まあ、若干はあるけれども、今、丸野委員が言ったように、実際あえていっているんだから、商売やっている方々というのは。あたかもさっきの税務部長の答弁は、コロナがどうのこうのとありましたけれども、これはみんな影響しているんだよ、していないわけがないんですよ。例えば東京都で発生している、何らかの形で地方でもいろんな取引があるんだから。そういうことを余り言わないで、もっと真剣に疲弊している市民の方々の話を我々委員からもよく聞いた上での判断というのは私、大事だと思いますよ。ただ自分の城を守るような答弁なんか、私は聞きたくないですよ。そうじゃなく、今日の委員会を契機に、もっと我々委員の方々といろんな事例を持ちながら、話し合いをしながらやるべきなのが、あなた方の仕事でしょう。

そういうことを勘案しながら、私は是が非でも今日を機にこの委員会、もっと発展的な市民に潤いのある、そういう委員会にしたいということを強く要望させていただきます。以上。

**○大矢保委員長** ほかに発言ありませんか。（「出尽くしたでしょう」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。村川委員外議員は、委員外議員席より退席願います。

〔村川みどり議員退席〕

**○大矢保委員長** これより採決いたします。本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○大矢保委員長** 本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。議員提出議案第23号については、原案とおりに可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○大矢保委員長** 可否同数であります。よって、委員長は否決すべきものと決します。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )